

第4期（平成26～27年度）第5回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成27年8月5日（水） 午後2時から

場 所 日進市役所本庁舎4階第2会議室

出席者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、鈴木久雄、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、出原伸平

欠席者 上田信子

事務局 小林正信（企画部長）、石川達也（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、横井健（企画政策課企画経営係長）

説明の為に出席した者 福岡滋之（総務部次長兼総務課長）、三好恵太（総務課課長補佐）、近藤修（議会事務局次長兼議事課長）、

（説明順）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり（3名）

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 日進市自治基本条例に規定する委任条例について
 - 日進市情報公開条例
 - 日進市個人情報保護条例
 - 日進市行政手続条例
 - 日進市議会基本条例
- 4 今後の予定
- 5 閉会

配付資料

資料1：日進市情報公開条例

資料2：日進市情報公開条例施行規則

資料3：日進市個人情報保護条例

資料4：日進市個人情報保護条例施行規則

資料5：日進市行政手続条例

資料6：日進市情報公開条例、日進市個人情報保護条例、日進市行政手続条例に関する補足資料

資料7：日進市議会基本条例

資料8：日進市議会基本条例の概要

資料9：にしん市議会だより市制施行20周年記念号

発 言 者	内 容
事 務 局	(開会)
会 長	(あいさつ)
会 長	傍聴の申し出が3名ありますが、許可してよろしいでしょうか。
	(異議なし)

発 言 者	内 容
会 長	事務局、傍聴を許可しますので、傍聴者を入室させてください。 (傍聴者入室)
会 長	それでは、議題（１）「日進市自治基本条例に規定する委任条例について」、日進市情報公開条例、日進市個人情報保護条例及び日進市行政手続条例について、担当課から説明をお願いします。
総 務 課	(資料１から資料６に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。 マイナンバー制度が開始することにより、日進市個人情報保護条例のどの条文が影響してきますか。
総 務 課	資料６の２ページに記載があるように、国民一人ひとりに個人番号が割り振られます。この個人番号を利用して社会保障、税、災害対策の行政手続を行います。この個人番号をその内容に含む個人情報を新たに「特定個人情報」として定義し、この特定個人情報に対して、厳格な保護措置を講じるために日進市個人情報保護条例の改正をする必要があります。
会 長	より厳格な保護措置について、具体的な説明をお願いします。
総 務 課	これまでの個人情報については、法令に定められた目的外利用や個人情報保護審査会に諮られた内容については、公開することができましたが、特定個人情報については、原則目的外利用による情報公開はできません。
委 員	今後は住民票の写しをもらう時などの身分証として、個人番号カードを利用することはできますか。
事 務 局	個人番号の利用については法律で定められている事務に限られますが、個人番号カードについては、自動車の免許同様に身分証として利用することができます。
委 員	個人番号カードには顔写真がついているのでしょうか。
事 務 局	ついてはいます。
委 員	日進市個人情報保護条例第２８条から第３１条に規定される罰則については、今回の改正の中で見直しを行いますか。
総 務 課	改正後も引き続き罰則規定を定めますが、罰則の重さについては現時点では変更する予定はありません。
会 長	条例の内容は各自治体の裁量があるが、国からの助言で罰則の規定をより厳しくしてほしいという要請はないのでしょうか。
総 務 課	特に要請はないですが、そもそも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の中で罰則が規定されています。
会 長	次に、日進市議会基本条例について、担当課から説明をお願いします。
議 事 課	(資料７から資料９に沿って説明)
会 長	今の担当課の説明に関して質問等がありますか。 市長を始めとした執行機関を規制するものとして、日進市自治基本条例があり、市民から選挙された議員からなる市議会を規制するものとして、日進市議会基本条例があります。このため、日進市の憲法として位置付けられる日進市自治基本

発 言 者	内 容
	<p>条例の委任条例として、日進市議会基本条例はありますが、日進市議会基本条例自体も憲法として位置付けられていると考えてもよいと思います。</p> <p>市民の参加が少なく、2、3年で議会報告会をやめてしまう自治体があります。日進市は、このようなことにならないようにしていただきたいです。</p>
議 事 課	<p>今年の11月に開催される議会報告会では、より多くの市民の方に参加していただくために、これまでと少し方法を変えてワールドカフェ方式で行うことを検討しています。</p>
会 長	<p>議会報告会の中で、市民の意見はどのようなものが多いですか。</p>
議 事 課	<p>市に対する要望や、議会活動の見える化の要望などが多いです。また、先ほど会長の発言にもありましたように議会運営委員会で視察に行った自治体の中で、議会報告会を1年でやめてしまった自治体がありました。また、報告会ではなく懇談会と形を変えている自治体もあります。</p>
会 長	<p>地方自治やまちづくりを専門としている大学と連携する方法もあります。私の体験談ですが、とある自治体から議会改革の支援依頼があり、この自治体の議員を対象とした月1回の勉強会や議員と大学院生で合同ゼミを実施しました。その後、この自治体では議会条例の制定や議会報告会を開催するようになりました。この報告会には市民のほか、合同ゼミに参加した大学院生も参加しています。このほかにも議会から自治会長へ議会報告会の参加を依頼するなどして参加者の確保に努めています。日進市は大学が多いので、地方自治やまちづくりを専門としている教員の所に出向き、議会改革の連携について相談してみるといいかもしれません。</p>
議 事 課	<p>先ほどお話した視察で行った自治体も、近くにある大学との連携で議会報告会を開催していました。</p>
会 長	<p>大学の数が多いことが日進市の強みであるので、是非活用を検討していただきたいです。</p>
議 事 課	<p>本市は大学と執行機関との連携は多いが、議会との連携の実績は多くなく、まずは大学で協力してくれる相手方を探していければと考えております。</p>
会 長	<p>自治体は二元代表制であり、市民は選挙で市長と議員を選びます。このため、市長を始めとする執行機関と議会のどちらがより市民を代表しているかを競わせればいいのです。また、日進市には数多くの大学がありますから、執行機関と議会のどちらが大学とうまく連携できるかを競わせればいいのです。東京の自治体では、議員数より議会事務局の職員の数が多いということもありますが、日進市の議会事務局の職員は議員数よりも少ないです。議会事務局の体制を補う意味で、大学やNPOの人たちと連携していき、本来の議会の責務を果たしていただきたいです。議員だけで議会を運営していくことは難しいので、サポート作りを進めていくことが重要だと思います。</p>
議 事 課	<p>大学に連携を持ちかける場合は、インターンシップの受け入れなど大学側にもメリットがあるようにしなければなりません。また、議会との連携をしていただけ</p>

発 言 者	内 容
	るような教員などは、まだ多くはないと思います。
会 長	ドイツでは大学教員が市や県の議員になっている場合があります。日本ではレアケースかもしれませんが、日本で広がってもいいと思います。
委 員	にしん市議会だよりの中にある「主な審議結果一覧表」において、「～条例の一部改正」という議案名があるが、市民からすると、これだけではわかりにくいです。内容などを簡単に書いていただけるとわかりやすくなると思います。
議 事 課	請願書や陳情書はタイトルである程度内容のイメージがわかりますが、議案は議案名だけの記載となっています。議案の説明をするとすると、それなりの分量になり、にしん市議会だよりの中で記載することは現状困難です。お手数ですが、詳しくお知りになりたい時は、情報公開窓口や図書館にお越しいただき、議案の詳細を確認していただければと思います。
委 員	議会だよりのページを増やすなどして、市民にもわかるようにしていただきたいです。
議 事 課	にしん市議会だよりのほか、インターネットをご覧いただける方は、市のホームページの議会会議録をみていただくことで、否決した理由などを確認することができます。
会 長	議会広報特別委員会に本日出た要望を伝えていただくようお願いいたします。条例の一部改正については、法律改正に伴うものなど内容によっては簡単に書ける場合もあるので、より市民にわかりやすくした方がいいと思います。
議 事 課	条例の一部改正は国の制度改正に伴う場合が多いということをご理解ください。
委 員	議員は立候補する時に公約を言っているのです、このことについて議会報告会で話をしてみるのはいかがでしょうか。
会 長	市民が執行機関と議会それぞれの役割を理解せずに、議会報告会の中で議員にいろいろなことについて要望することは仕方ないと思います。要望の中で執行機関に伝えるべき内容については議会から伝えればいいと思います。レアケースですが、条例を作れば議会から執行機関へ要望事項などに取り組むよう指示することも可能です。
委 員	にしん市議会だよりの中にある主な審議結果は、あくまでも結果しか記載がないが審議の経過は書いていただけないのでしょうか。
議 事 課	先ほどもお伝えしたとおり、議会での議論については、直接議会を傍聴する、市ホームページにある動画データを視聴する、会議録を確認するなどの方法があります。ホームページの動画データは会議の3日後から視聴できますが、会議録は次回の議会の直前頃にできあがるため時間がかかります。また、最近の動向として行政全体がインターネットなどを利用した方向にシフトしていることをご理解ください。
会 長	弁護士は依頼人の代理であり、依頼人の了解なしに行動することはできませんが、議員は選挙で選出された市民の代表になるため、市民の考えを考慮したうえで行動していくこととなります。代理ではなく代表であるため支援していただい

発 言 者	内 容
	<p>た市民の思いを完全に反映される必要は必ずしもありません。議会で議論を重ね、よりよい解を探していけばいいのです。また、日本を含め世界中で代表民主制を採用しています。これは選挙で選ばれた少数の議員で議論したほうが、国民や市民一人ひとりの意見を聞くよりもよりよい解が出る可能性が高いと考えられているからです。このような理想の形に近づくための取組が議会改革になります。</p>
委 員	<p>にしん市議会だよりの審議結果には国の制度改正にともなう条例改正などを一覧に載せるのではなく、よりローカルな審議結果を載せるようにすればいいのではないのでしょうか。</p>
議 事 課	<p>ローカルな内容については、条例改正で議論されることは少なく、実際は予算や決算の議論の中で出てきます。このため、ローカルな内容については予算委員会、決算委員会の中でよく話がでます。</p>
会 長	<p>その他にはよろしいでしょうか。今日は日進市自治基本条例の委任条例のうち、日進市情報公開条例、日進市個人情報保護条例、日進市行政手続条例、日進市議会基本条例の4条例について所管課から説明をしていただきました。それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説明)</p>
会 長	<p>本日の委員会はこれにて閉会いたします。</p>
	<p>(閉会 午後3時40分)</p>